

## 山形県ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山形県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び山形県広報媒体広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、県が管理するホームページ（以下「県ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 広告主の指定するホームページにリンクする機能を有する画像
- (2) 広告主 第10条の規定により、県から広告の掲載の決定の通知を受けた者

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は県が別に定める。

### (広告の範囲)

第4条 広告主となる者の要件及び掲載できる広告の内容等については、要綱第3条及び掲載基準の規定による。なお、広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても同様とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は、原則として1月を単位として行う。この場合において月の初日から末日までの期間を1月とする。

### (広告の規格)

第6条 広告の規格については、別に定める。

### (広告の禁止表現)

第7条 原則として、広告に以下の各号に掲げる表現等を使用することは出来ない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの  
例：「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの  
例：高速点滅や高速振動するイメージ、彩度の高い点滅、明度差の強い（コントラストの強い）画面、GIFアニメーション。
- (3) 実際には機能しないもの  
例：選択肢等があるかのように誤解するプルダウンメニュー等
- (4) 県の情報と誤解する恐れがある表現  
例：「山形県情報はこちら」「職員採用情報」「県章と類似のデザインの使用」
- (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告主の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者の募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、県が別途指定する様式により、県に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、要綱及び掲載基準の規定に基づき審査し次の優先順位により広告掲載を決定する。但し、この基準によっても優先順位が付けられない場合は抽選により決定する。

(1) 長期(複数月)申込みを行った企業又は団体

(2) 掲載申込月数が同数の場合は、県内に事業所を有する企業又は団体

2 県は、前項の規定により広告の掲載又は不掲載を決定したときは、別途当該申込者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 前条の規定による広告掲載の決定の通知を受けた広告主は、県が指定する期限までに別途定める承諾書を提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6条又は第7条の規定に違反している場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第13条 広告主は、県が別に定める広告掲載料を、県が指定した日までに、原則として県が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

2 やむを得ない事情により、前項の方法により納入できない場合は、別途、県、広告主双方で協議するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第12条第1項の規定により指定した日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 第13条の規定により指定した日までに広告掲載料が納付されないとき。

(3) 第4条又は第7条の規定に反すると判断したとき。

- (4) 役員等（広告主が個人である場合にはその者を、広告主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき
  - (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
  - (8) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 2 県は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
  - 3 県は、第1項の規定により広告掲載を取消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、3ヶ月以上の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
  - 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

#### （広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、書面により知事に申し出なければならない。
- 3 県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、3ヶ月以上の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを申し出た日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

#### （広告掲載料の返還）

第16条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しない期間（以下「不掲載期間」という。）があったときは、掲載しなかった日数に応じて、第13条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該不掲載期間が1月当たり連続して48時間を超えない場合は返還しないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止する期間（以下、「一時停止期間」という。）があった場合は、その広告料を返還しないものとする。ただし、当該一時停止期間が1月当たり通算して72時間

を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他非常事態の危機が発生した場合

3 前2項において、月の末日及びその翌日に不掲載期間又は一時停止期間が重なる場合については、当該月の末日の午後12時に当該不掲載期間又は当該一時停止期間が終わり、翌日の午前0時に新たな不掲載期間又は一時停止期間が始まったものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(苦情等の処理等)

第17条 広告主は、県に対し、当該広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものでないことを保証するものとする。

2 広告主は、県が第三者から当該広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 広告主は、当該広告掲載により県に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 県は、当該広告を掲載したことにより広告主に損害が発生した場合でも、広告主に対して何らの責任も負わない。

(広告の変更)

第18条 広告主は、広告掲載期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上で、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合、第12条の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに県に届け出るものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日から施行する。